

**大丸松坂屋友の会の契約約款<会則>を
充分お読みいただいた上お申し込みください。**

入会者は、本契約約款<会則>を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「株式会社大丸松坂屋友の会」宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面(ハガキ、封書)を発送した時から生じます。
この場合、既にお支払いされている予約金等は遅滞なく全額をお返します。

大丸松坂屋友の会の契約約款(会則)

株式会社大丸松坂屋友の会

第1条(名称等)

本会の名称は大丸松坂屋友の会と称します。本会は大阪市中央区心斎橋筋1丁目7番1号所在の株式会社大丸松坂屋友の会が運営します。

第2条(目的)

本会は㈱大丸松坂屋百貨店をご愛顧くださる日本国内居住の個人の会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条(特典)

- (1)会員はボーナス券等の特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加できます。
- (2)本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して会費をお払い込みの会員に限りま。

第4条(入会、積立方法、領収書の発行)

- (1)本会へ入会ご希望のお客様は入会申込書に、予約金として1回分の会費相当額を添えてお申し込みいただき、本会が入会を認めたとときに入会並びに契約成立とします。
- (2)契約成立とともに、予約金は第1回分の会費とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へお払い込みください。

なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コース名	1口の契約金額	毎月の会費	積立の期間及び回数	払い込み方法及び払い込み期限
5,000円 12ヵ月満期コース	60,000円	5,000円	1ヵ年12回	本会窓口持参の場合は毎月末日まで、 預金口座自動振替の場合は毎月20日 ※(注2)
10,000円 12ヵ月満期コース	120,000円	10,000円		
30,000円 12ヵ月満期コース	360,000円	30,000円		
7,000円 招待コース※(注1)	84,000円	7,000円		
5,000円 6ヵ月満期コース	30,000円	5,000円	6ヵ月6回	

※(注1)松坂屋名古屋店、松坂屋豊田店のみで取り扱います。

※(注2)金融機関が休日の場合は翌営業日。

- (3)お払い込みされた会費については、所定の領収書を会費お払い込みの都度発行します。銀行ご利用の場合は、通帳記帳をもってかえさせていただきます。領収書は、お買物カードとしてのご利用手続き時まで保管願います。
- (4)預金口座自動振替をご利用の場合、初回口座振替時に会員証カード1枚につき年度事務手数料308円(税込)を会費のご入金と合わせて口座振替させていただきます。
- (5)銀行(金融機関)等への預金と異なり、お払い込みされた会費には、利息は発生いたしません。

第5条(会員証)

- (1)契約成立とともに会員になられた方には会員証を貸与します。会員証は会費完納及び満期後、所定の手続により商品等とお引換えのできるお買物

カードとしてご利用いただけるようになります。

なお、解約の際、及び解約後ボーナス券も残額が0円になられた場合は、会員証をご返却ください。お渡しした会員証は他人への譲渡はできません。商品等にお引換えになられるまで盗難、紛失等には、十分ご注意くださいに保管してください。

- (2)会員証の紛失、破損の場合には申し出により、所定の手続きをとって会員証を再発行いたします。その場合、再発行1件につき300円(税込)の手数料をいただきます。また、旧会員証は無効とします。

第6条(本人確認)

各種手続において、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等、本会が定める書類をご提出していただきます。

第7条(住所変更等の届出)

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。

この届出が無い場合には、本会への届出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。

また、住所等が変更となり、本会に届出がない場合には、お買物カードとしてのご利用手続き等ができない場合もありますので、ご注意ください。

第8条(会費完納とお買物カードとしてのご利用手続き及びボーナス券のお渡し等)

- (1)会費の完納は、契約金額を積立期間の最終月まで毎月継続してお払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。会費完納及び満期後、満期のご案内を行ないます。
満期のご案内は、お払い込み方法が、本会窓口持参の場合には本会窓口にて、銀行ご利用の場合には郵送にて行ないます。
- (2)本会は契約約款<会則>による会費完納及び満期後所定の手続きをもって、会員証を1口の契約金額に口数に乗じた金額のお買物カードとして利用できるようにいたします。また、
(イ)12ヵ月満期コースの場合、契約コースの会費1回分の金額に口数に乗じた金額のボーナスをボーナス券としてお渡しします。
(ロ)招待コースの場合、本会の指定する観劇又は食べ歩きのいずれか1つに年1回ご招待します。
(ハ)6ヵ月満期コースの場合、2,000円に口数に乗じた金額のボーナスをボーナス券としてお渡します。

- (3)お買物カードとしてのご利用手続き及びボーナス券のお渡しは、会費完納及び満期後1ヵ月以内の一定日以後に所定の手続き(会員証、満期のお知らせ、印鑑をご持参ください)により、ご入会窓口にて行ないます。このお買物カード及びボーナス券のご利用はご本人に限りま。また、本会は盗難、紛失等の責を負いませんから、商品等にお引換えされるまで十分ご注意くださいに保管してください。

第9条(商品引換え等)

- (1)お買物カードのご提示で、大丸松坂屋各店(博多大丸、下関大丸、高知大丸、鳥取大丸は除く)における取扱い商品等のうち、お積立総額から商品等をお引換え(ボーナス券による商品等とお引換えを除く)になられた残高の範囲内で商品等とお引換えします。但し、次の商品等はご利用除外となります。
商品券、ビール券等の各種お引換え券、切手・印紙、金・白金・銀の地金類、旅行代金、及び配送の場合の代金引換え商品、クレジットカードのご請求代金、友の会窓口での入金やお支払い、その他各店が特に指定するもの等。なお詳細については各友の会窓口にお問い合わせください。
- (2)ボーナス券とお引換えて、大丸・松坂屋各店(博多大丸、下関大丸、高知大丸、鳥取大丸は除く)における取扱い商品等とお引換えします。ボーナス券でのお引換え時には会員証のご提示もお願いします。但し、次の商品等はご利用除外となります。
商品券、ビール券等の各種お引換え券、切手・印紙、金・白金・銀の地金類、旅行代金、ティファニー、カルティエ、ルイ・ヴィトン等のブランド品、及び配送の場合の代金引換え商品、外商の掛代金の入金、クレジットカードのご請求代金、友の会窓口での入金やお支払い、その他各店が特に指定するもの等。
なお、ボーナス券でお釣銭はお出しできません。また、各種優待券との併用はできません。
その他詳細については各友の会窓口にお問い合わせください。

第10条(解約等)

- (1)この契約は、会員の申出により、解約することができます。
(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費に相当する額のお買物券または現金を本会から受領することができます。
(ロ)積立期間満了後の場合には、既にお払い込みの会費の額からそれまで

に商品等にお引換えされたボーナス券及びお買物カードの額を差し引いた現金を本会から受領することができます。(したがって、ボーナス部分を享受できないこととなります。)

- (2)第2回以降の会費のお払い込みについて、本会の定める期間(払い込み期日より1ヵ月)を超えて遅滞された場合、本会から20日以上相当の期間を定めて、そのお払い込みを書面にて催告したにも拘らず、その期間内にお払い込みがなかった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。また、この場合には、会員側の事由による解約として上記(1)(イ)により取り扱わせていただきます。
- (3)本会は、会員が次のいずれかに該当したとき、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。また、この場合には、会員側の事由による解約として、上記(1)(イ)により取り扱わせていただきます。
(イ)契約約款<会則>のいずれかに違反し、本会が会員として不適格と判断をした場合
(ロ)第三者への譲渡転売その他不正または不適切な目的での入会であると本会が判断した場合
(ハ)暴力団、総会屋等またはこれらに準じる反社会的勢力の構成員または準構成員である等の関わり合いがあることが判明した場合。
(ニ)その他会員として不適格であると本会が判断した場合
- (4)会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することになったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約する友ができます。
- (5)解約手続きは、ご本人確認のため、原則として友の会窓口にて行ないます。その際には会員証とご印鑑が必要となります。

第11条(解約に伴う会費等の精算)

- (1)会員が前条(1)及び(2)により解約されたときの精算は、(1)の解約の申出の日または(2)の催告期間の終了の日から45日以内(この項において「解約精算期間」といいます。)に行なわせていただきます。なお、既にお払い込みの会費相当額を請求する権利は、その事由を生じたときから5年間請求がない場合には消滅するものとします。

- (2)会員が前条(4)により解約されたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、商品等にお引換えされていないお買物カードの残額、その額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく、本会から受領することができます。

第12条(営業保証金及び前受金保全措置等)

- (1)本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当するお積立総額から商品等をお引換えになられたお買物カード残高の1/2について、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。
営業保証金

大阪法務局北大阪支局

大阪府茨木市中村町1番35号

供託委託契約の受託者

日本割賦保証株式会社

東京都港区虎ノ門2丁目8番1号

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

日本生命保険相互会社

大阪市中央区今橋3丁目5番12号

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問い合わせください。

(2)会員は、既にお払い込みの会費又は商品等にお引換えされていない残高の額について、割賦販売法の規定に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第13条(個人情報の利用等)

- (1)本会は、本契約約款<会則>に基づき、商品の売上の取次ぎ業務及び会員あての各種案内状等での営業のご案内のため、個人情報(入会の際に届いただいた会員の氏名、住所、性別、契約番号、契約コース名、契約口数、電話番号、生年月日、及び前受金残高、お買物カードの利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- (2)本会と個人情報の提供に関する契約を締結した㈱大丸松坂屋百貨店、JFRカード(株)等ホームページ記載のJ・フロントリテイリンググループ各社は、会員あてに各種案内状等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用いたします。ただし会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- (3)会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により会員ご自身の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。
また個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

第14条(営業地域)

本会の営業地域は全国を対象とします。

第15条(友の会に関するご相談窓口)

各種案内状等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせをはじめ、本会に関するお問い合わせ、苦情等はご入会の友の会窓口にて承ります。

大丸心斎橋店内友の会窓口
大阪市中央区心斎橋筋1-7-1 …………… Tel.(06)6271-1231

大丸梅田店内友の会窓口
大阪府北区梅田3-1-1 …………… Tel.(06)6343-1231

大丸東京北区店内友の会窓口
東京都千代田区丸の内1-9-1 …………… Tel.(03)3212-8011

大丸京都店内友の会窓口
京都市下京区四条通高倉西入立売西町79 Tel.(075)211-8111

大丸山科店内友の会窓口
京都市山科区竹鼻ノノ街道町91 …………… Tel.(075)255-7365

大丸神戸店内友の会窓口
神戸市中央区明石町40 …………… Tel.(078)331-8121

大丸須磨店内友の会窓口
神戸市須磨区中落合2-2-4 …………… Tel.(078)791-3111

大丸札幌店内友の会窓口
札幌市中央区北5条西4-7 …………… Tel.(011)828-1111

松坂屋名古屋店内友の会窓口
名古屋市中区栄3-16-1 …………… Tel.(052)251-1111

松坂屋豊田店内友の会窓口
豊田市西町6-85-1 …………… Tel.(0565)37-1111

松坂屋静岡店内友の会窓口
静岡市葵区御幸町10-2 …………… Tel.(054)254-1111

松坂屋高槻店内友の会窓口
高槻市紺屋町2-1 …………… Tel.(072)682-1111

許可番号 経済産業大臣許可 友第5021号
この契約約款(会則)は平成28年3月1日から適用します。